

「石垣市建設関連業務委託における共同企業体取扱の試行に関する要綱」の  
一部改正について

「石垣市建設関連業務委託における共同企業体取扱の試行に関する要綱」の一部を改正  
しましたので、お知らせします。

改正内容

「石垣市建設関連業務委託における共同企業体取扱の試行に関する要綱」においては、  
有効期間を設けていましたが、今後は恒久措置とします。

実施時期

平成24年 4月 1日から施行

添付資料

- ・石垣市建設関連業務委託における共同企業体取扱要綱

※詳細については、石垣市ホームページ（おーりとーり石垣市）→部課等一覧→  
契約管財課→「石垣市建設関連業務委託における共同企業体取扱要綱」の一部  
正について→「石垣市建設関連業務委託における共同企業体取扱要綱」をご覧  
下さい。

## 石垣市建設関連業務委託における共同企業体取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、石垣市が発注する建設関連業務委託（以下「市業務委託」という。）に係る共同企業体の履行方式、対象業務委託に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 共同企業体 市業務委託ごとに結成される建設関連業務委託共同企業体をいう。
- (2) 構成員 市業務委託に係る指名競争入札参加者の資格を有する測量・建設コンサルタント業者であって、共同企業体を構成する者をいう。
- (3) 契約担当者 市長又はその委任を受けて契約を締結する者をいう。

### (履行方式)

第3条 共同企業体の履行方式は、共同履行方式（甲型）とし、各構成員が原則として対等の立場で、一体となって履行するものとする。

### (対象業務)

第4条 契約担当者が共同企業体に発注できる業務委託は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 当該業務委託の業種が測量・建設コンサルタント資格審査の登録区分において技術的難度の高いもので、かつ、設計額がおおむね1千万円以上であること。

### (構成員の数)

第5条 構成員の数は、原則として2業者又は3業者とする。

### (構成員の組合せ)

第6条 共同企業体の構成員の組合せは、石垣市建設工事入札参加資格審査及び指名業者選定等に関する規程（平成13年石垣市訓令第7号）に基づき入札参加資格者としての登録を受けている者の組合せとする。

2 共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

### (出資比率)

第7条 共同企業体の構成員の出資比率の最小限度基準は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 2業者の場合 30パーセント以上
- (2) 3業者の場合 20パーセント以上

### (代表者の要件)

第8条 共同企業体の代表者は、円滑な共同業務を確保するため中心的役割を担い、業務遂行能力が大きく、かつ、出資比率が構成員中最大のものとする。

### (指名手続き等)

第9条 契約担当者は、共同企業体を指名競争入札に参加させようとするときは、前条までの規定に適合するように業者をグループ別に指名し、その旨を当該指名各業者に通知するものとする。

2 前項の指名通知を受けた業者は、通知された方法に基づき共同企業体を結成し、契約担当者に対し、指定された期日までに建設関連業務委託共同企業体資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に建設関連業務委託共同企業体協定書（以下「協定書」という。）を添えて提出するものとする。

(資格審査)

第10条 契約担当者は、前条第2項の規定に基づき申請書等の提出があったときは、石垣市建設工事等指名業者選定委員会において、審査し、要件を満たしていると認められる共同企業体の指名を行うものとする。

(共同企業体の存続期間)

第11条 石垣市の発注する業務委託の委託契約の相手方となった共同企業体の存続期間は、当該業務委託の完了後3ヶ月を経過した日までとする。ただし、当該期間満了後においても、その業務に瑕疵担保責任がある場合は、各構成員は連帯してその責めを負うものとする。

2 当該業務委託につき、結成された共同企業体のうち委託契約の相手方とならなかつた共同企業体は当該業務委託に係る委託契約が締結された日をもって解散されたものとみなす。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。